

様式第2号

会 議 録	
会議の名称	令和4年度 第1回 忠岡町文化会館運営員会
開催日時	令和4年7月7日(木) 午後2時00分～午後3時10分
開催場所	忠岡町文化会館 地階第1,2会議室
公開の可否	可
事務局(担当課)	教育部生涯学習課
傍聴者数	2名
非公開の理由	
出席委員	別紙議事録のとおり
会議の議題	別紙議事録のとおり
配付資料	別紙議事録のとおり
会議の内容	別紙議事録のとおり

令和4年度第1回忠岡町文化会館運営委員会会議録要旨

会議録	内容	備考
日時	令和4年7月7日(木)午後2時～	
場所	忠岡町文化会館地階第1・2会議室	
出席者	忠岡町文化会館運営委員 松阪委員長 西尾委員 上ノ山委員 坊委員 藤田委員 毛綿谷委員 花野(相)委員 花野(真)委員 加藤委員	
欠席者	川口副委員長	
事務局	二重部長 生涯学習課 畑中課長、久貞	
傍聴者	2名	
配付資料	会議次第、資料1、資料2、資料3、資料4	

令和4年度 第1回 忠岡町文化会館運営委員会会議録

事務局：皆さま、本日はご多忙なところ、忠岡町文化会館運営委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしております「次第」に基づき、進めさせていただきます。

資料のご確認をお願い致します。

(資料：次第 資料1 資料2 資料3 資料4)

事務局：当委員会規則第6条第2項の規定により当委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。となっております。本日の出席状況につきましては、委員数10名中、9名のご出席で過半数を超えておりますので、会が成立していることをご報告いたします。

事務局：続きまして、松阪委員長より、ご挨拶を頂きます。よろしく申し上げます。

委員長：みなさん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席を頂きましてありがとうございます。令和4年度の初めての会議になります。運営委員会の委員は、今年の10月末日には任期終了となりますので、それまでには働く婦人の家の発展的解消など、色々な案件について協議していきたいと考えておりますので、どうか最後まで慎重なご審議を頂きますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

課長：ありがとうございます。

以降の進行につきましては、松阪委員長よろしく申し上げます。

議長：それでは、「会議の公開、非公開について」でございますが、忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針3で原則公開となっておりますので公開と致します。

議 長：傍聴者は居られますか？

事務局：本日傍聴者2名おられます。

議 長：どうぞ入室下さい。

なお、傍聴者の方は傍聴者心得を遵守していただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

議 長：次第3「議題」「忠岡町文化会館（図書館）アンケート回答集計結果について」こちらの案件については、前回の委員会でもご報告致しましたが、最終集計ができましたので、再度、事務局より説明致します。

事務局：「忠岡町文化会館（図書館）アンケート回答集計結果」についてご報告いたします。前回の運営委員会でも少し報告をさせていただいてはおりますので、簡単にご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

9月5日 12日 19日 保健センターで実施しておりました新型コロナウイルスワクチン接種会場にて住民の皆様にご協力を頂きました。HPにも掲載し、回答を頂きました。合計、353名の方から回答を頂きました。年代別回答の割合は 20代未満7.1%、20代12.5%・30代17.3%・40代22.9%・50代25.8%・60代10.5% 70代80代合せて4%となっております。40代50代の割合が半分近くとなっております。

以下、回答者合計と、各設問者合計が異なっている場合がありますが、これは複数回答可としていない設問でありましても、2つ〇をつけている場合や、その設問に答えていない場合などがありますので、その辺はご了承ください。

問2の文化会館を利用したことが有りますかという質問に対し、有るが94人26%、無いが265人74%となっています。利用をしない最も多い理由が

「利用の機会がない」181人、68%となっています。問5「文化会館に対する要望」についてはWi-Fiの設置希望が最も多く、158人 次いで「仲間や友達と気軽に立ち寄れる場所」が109人 次に「フリー電源の設置」が89人となっております。

問7図書館の利用についてですが、利用したことが有るが74人で25%、利用したことがないが219人で75%、という結果となっております。利用したことがない理由は、「ネット環境が不備」と57人の方が回答しています。次いで、50人の方が「利用の機会がない」と回答しております。問8図書館に対する要望につきましては、「Wi-Fiの設置希望」が120人、次いで、「フリー電源の設置」が69人となっております。

最後の問9の文化会館図書館への自由記述でのご要望では、「小さい子供を連れていきやすいようにしてほしい」「情報やイベントが少なく残念」「近寄りやすい雰囲気づくり、何でも相談できるような施設」「照明が暗いので明るくしてほしい」「小学生が気軽に立ち寄れる雰囲気があればよいと思う。後、見守りの人もつけてほしい」「変り映えがしない」「1階ロビーが広いので何か有効活用できないか」等々の意見がよせられています。明るさ、ロビーの活用、子供が立ち寄りやすい場所 というご意見が多く見受けられます。

前回の委員会で委員の皆様、今回の委員会で、何かご意見、ご提案をお願いしておりましたので、どうぞご提案くださいますようお願いいたします。

以上でアンケートの集計結果の報告を終わります。

議長：前回の会議で比較的对応可能な、ロビーの活用方法や親子で利用できる図書館づくりなど、何か具体的に委員の皆さんのご提案をお願いしていましたが、何かございませんでしょうか？ Wi-Fiの設置についてはいかがでしょうか？

か？

西尾委員：阪南公民館の例を挙げると、ロビーについては子ども、大人も含め開放し、食事も OK である。しかしヤンチャな子への注意、警備対応などが必要になっていきます。

議 長：来館者が増えるとコロナの感染者は増えることも懸念されると思いますが？

西尾委員：アンケート結果によると Wi-Fi 設置の需要があるので活用したらいいと思う。

議 長：事務局としてはどうか？

事務局：町としては積極的に対応したいと考えているので、運営委員会で決めて後押ししてくれればと思っております。

議 長：一般利用か限定利用かについてはどうすべきだと思いますか？

事務局：慎重に対応していく必要があると考えます。夜間には文化会館は閉まっているため、不特定多数の人が集まり、近隣の方の迷惑になる可能性があるので、Pass 付がいいのではないかと思います。

議 長：全館になるのか？各階ごとになるのかについてはどうか？

事務局：NTT に聞いた情報によると、各階で分けることも、全館も可能とのことでした。

議 長：地下はパソコン教室があるので、Wi-Fi をいれたらいいのではないかと思います。また、4階の体育室はどうするのか？

事務局：避難所になりますので慎重に検討してまいります。

西尾委員：文化会館自体の場所が分かりにくいという意見をよく耳にする。

議 長：広報誌で毎月情報を掲載しているのですが、今後も同様に続けていただければと思います。

加藤委員：阪南市では市外にも貸出しているのか？

西尾委員：市外も OK であるが内容にもよる。岸和田市も同じです。

議 長：忠岡町の町民が文化会館を使用する際は無料ですよ？

毛綿谷委員：クラブの活動は何階を利用するか決められていて、ロビー、イベントは有料となっています。他の利用料の有無を確認したい。

議 長：ロビーで行っていたジオラマの利用料は発生していません。

上ノ山委員：若い人の利用は多くなっていると思うが、生涯学習課が文化会館に異動して利用できる部屋が減った。もっと広く利用してもらい使用料を徴収するのがいいと思います。文化会館で出来ることを増やして欲しいので、増築したらどうか？

議 長：事務局の方いかかでしょうか？

事務局：文化会館の建物自体が古いので今のところ予定はありません。

議 長：生涯学習課がきたので、色んなことが文化会館でこれから出来ると思う。

加藤委員：期間限定の異動ですか？

事務局：未だどうなるか分かりません。

西尾委員：生涯学習課が文化会館にきたことはいいことだと思う。文化会館と協力して色んなことができるので。

藤田委員：話の腰を折って申し訳ないが、子持ちの親が文化会館は建物が古くて、使いたくてもトイレもないとの意見を言っていたのを聞きました。

上ノ山委員：1階にトイレはありますよ。

藤田委員：そうですか。上の利用が少ないのでは？泉大津、岸和田に行ってるかもしれない。昔は忠岡がよかった。ロビーに幼稚園児、小学生、中学生などが作成した物を展示するなどして発表の場として活用するのはどうか？ スーパーなどでは見かけるが、子供が文化会館に来るきっかけになると思う。若い人の意見を特に吸い上げて欲しい。

議長：たくさんのご意見を有難うございます。これらの意見を踏まえて、「公民館、図書館の特性を生かした発展的な事業展開」に向けて幅広い年齢層に利用してもらえるよう、また魅力的で親しみやすい雰囲気づくりということで、ロビーを有効に活用するなど出来ることから取り組んでいきましょう。

議長： それでは、続きまして「忠岡町文化会館（公民館）と忠岡町文化協会の精査、見直しについて」に移ります。

前回は、現状の「文化会館登録クラブの要綱」と「文化協会の会則」に齟齬があり、そのことについて協議していただきました。文化協会の会則には、クラブ員は文化協会の会員であるということになっていますが、実際の所は、クラブは文化会館のクラブであり、教育委員会が許可を出しているということで運営されていることから、クラブ団体の所属先を明確にするということで、今の原状に沿った精査、見直しが必要です。ということで前回議論したところがあります。その辺、具体的な（案）を事務局よりご説明お願いします。

事務局： それでは、ご説明させていただきます。資料2 忠岡町文化会館における登録クラブに関する要綱」について＜全部改正の素案＞を作成しましたので、説明致します。改正案のほうには、公民館の活動団体は、社会教育法第20条に基づき活動するという定義をいれています。第4条第1項第4号のクラブ登録の許可の要件として、「クラブ相互の連携と円滑な運営を図るために忠岡町文化協会に積極的に協力すること」を入れております。これにより、文化協会と登録クラブは相互協力関係であることが明確になります。第5条に「文化協会への加入と部会長の選出」というものを新しく入れています。第5条読ませさせていただきます。

第5条第1項 登録クラブは文化協会と連携し円滑な運営を図るために、文化協会事業に積極的に協力しなければならない。第2項 登録クラブの代表者で形成する各部会から選出された1名の長は、文化協会に入会しなければならない。文化協会に入会した部会長は文化協会の専門委員となる。ただし、選出は各部会の総意で選出されなければならない。また専門委員は文化協会と各登録クラブ代表者との連携調整に努めるものとする。第3項 文化協会会員の任期については二年とし、欠員が生じた場合は、補欠選出を行い残任期間とする。以上 です。登録クラブを7つの部会に分け、その中から各1名ずつ部会長を決めて、文化協会の会員となっていただく。ということで、文化協会との関係をここで明記しています。次に第6条の遵守事項に、(9) 文化会館及び文化協会が実施する事業等に積極的に参加・協力し、その資質の向上に努めること。(10) 年間最低1回以上地域住民に向けて、活動内容を反映した体験会、発表会、公開講座若しくは地域に依頼された活動等を実施すること。

この2点を盛り込んでいます。これは、登録クラブが 全額減免であるという理由をここで明記しています。もう一つ、大きく改正するものとして、第7条第1項をご覧ください。第7条の3行目、「第5週目の使用又は通常のクラブ活動以外で使用する場合は、忠岡町公民館使用許可申請書を館長に提出し許可を得なければならない。その際の使用料については、忠岡町公民館条例別表の定めるところにより、申請した時間分の使用料を納付しなければならない。

と記載しております。今は、5週目を使用する場合は、申請書を提出いただき、無料で利用していただいておりますが、基本的に5週目はクラブ活動はしないということになっておりますので、5週目に関してのみ、通常の使用料を負担いただくということで、素案をだしております。ここはご協議いただきたい

と考えております。素案の大きな改正点については以上です。続きまして、今回の案で、「忠岡町文化会館における登録クラブに関する要領」が必要と思いますので、新規の案として、示しています。資料3をご覧ください。

先ほどの「要綱」の中で、部会というものを新たに作りましたので、その部会というものがどういうものなのかという、補足説明としてこの要領の第2条にお示ししております。

この各部から、一人、長を選出いただき、その7名の方が、文化協会の会員となる。ということで考えております。これに伴う、文化協会の会則、細則につきましては、クラブ要綱、要領の改正に沿った形での改正をご提案し、原状に沿う形で、協議しているところです。続きまして「忠岡町公民館の使用料の減免に関する要綱」としまして、新規の案を作成いたしました。資料4をご覧ください。現在は、減免に関する詳細については、規則等に記載しておりませんので、要綱を新規に作り、皆様にわかりやすくさせていただいております。特に第2条の（4）利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体」を入れることにより、登録クラブが減免対象団体であるという位置づけ、説明ができるかと思っております。以上で、説明を終わります。

議長：事務局からの説明は以上です。文化協会の会則 文化会館登録クラブの要綱等、全て、まだ素案の段階ですから、これから委員会の中で、ご意見やご質問を頂いて、修正、校正をしていかななくてはなりません。そしてそれから、働く婦人の家廃止に伴って、公民館条例を改正していくという風に進んでいくのかなと思っております。

今の事務局の説明で何かご質問やご意見ございませんか？

5週目の利用は有料ということですね？

事務局：その通りです。

西尾委員：7つの部会に分けて、各部会の代表者が文化協会に入会するということにして
いるのはいいことだと思う。公民館は社会教育法に基づき設置される。文化会
館は文化会館条例等に基づき設置される。公民会館の中に公民館が併設されて
いるものもある。

事務局：忠岡町文化会館は文化会館という施設に公民館、働く婦人の家、図書館が置か
れています。

榑(相) 類：理解できないところがあるのだが、資料2で忠岡町文化会館における登録クラ
ブにおける登録クラブに関する要綱となっているが、その第1条で文化会館で
はなく公民館という名称が使われており、紐づけができない。要綱に記載され
ている文化会館を公民館に変更すべきと思うが、いかがでしょうか？

事務局：ご指摘の通り、公民館に変更すべきですので、訂正するように致します。

議 長：花野委員有難うございます。ほかに何かございませんか？

議 長：有難うございます。それでは、皆さんの今のご意見を踏まえまして、修正してい
くということによろしいですか？

坊委員：異議なし

議 長：異議なしの声がありましたのでこれで進めさせていただきます。

議 長：それでは「次第4その他」にうつります。なんでも結構です。

他に何かありませんか？無いようですので、以上を持ちまして、本日の会議は終
了いたします。

今年度中に「公民館条例、規則」の素案をとということではありましたが、クラブ

の要綱と文化協会の会則を整合性のとれたものにし、次回、公民館条例、規則の改正について諮っていけたらと思います。より良き文化会館を目指すため、引き続きどうぞ皆さんご協力のほどお願いします。

皆さんの任期は、今年の10月末日までです。ほかにも議題に挙げることがありますので、できるだけ早めに次回運営委員会を開催したいと思います。

以上を持ちまして、「令和4年度 第1回 忠岡町文化会館運営委員会」を終了いたします。事務局よろしくお願いします。

事務局：次回の運営委員会は、日程調整させていただき、決まり次第、案内文、事前資料等をご送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長、どうもありがとうございました。

これを持ちまして本日の会議は終了させていただきます。委員の皆さま、長時間有難うございました。

(15時10分 終了)